

## 市町村議会で議決した意見書等（令和4年9月分）

令和4年10月5日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	西和賀町	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充の実現を求める意見書	R4.9.16	1
2	二戸市	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	R4.9.22	2

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	<p>【議決年月日】令和4年9月16日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充の実現を求める意見書</p> <p>(趣旨)</p> <p>岩手県内では、教職員定数内に講師が配置されていることも多く、育休者・病休者など代替え措置などで配置されるべき講師が未充足になっている状況があります。多くの職場では、慢性的な教員不足が学校運営に支障をきたしているとの声があがっています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、複雑な家庭環境など、問題が多様化・細分化し、より細やかな指導が必要とされていますが、これらの問題に対応するために十分な人員は配置されておりません。新型コロナウイルス感染症対策にともなう業務も教職員の多忙の一因になっており、長時間労働の是正は進んでいません。</p> <p>20年度末に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編成標準が35人に引き下げられたことは、教育現場が長らく求めてきた制度の実現であり、これまで各自治体が意見書提出を継続して取り組んできた成果だと言えます。しかし、定数増への対応は加配定数からの振替であり、実質的な定数増にはなっていません。日本の1学級あたりの人数はOECD諸国に比べてまだまだ多く、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、OECD諸国並みに1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」により、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。地方交付税全体が削減される中、各自治体では厳しい財政状況にもかかわらず、独自予算で臨時・非常勤職員など加配措置を進め対応をしています。しかし、自治体の財政規模によって教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることから、すべての地域において必要な教職員を確保するための財源保障として、国の負担割合を2分の1に復元することは不可欠です。また、学校施設の老朽化への対応、通学路の安全確保など、教育環境の整備に関する教育予算全体の拡充も求められています。</p> <p>子どもたちのゆたかな学びの保障と教育環境を整えるため、2023年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。</li> <li>教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国の負担割合を2分の1に復元すること。</li> <li>地方交付税を含む国の教育予算を拡充すること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
二戸市	<p><b>【議決年月日】</b> 令和4年9月22日</p> <p><b>【提出先】</b> 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣</p> <p><b>【件名】</b> 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書</p> <p>2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられるものの、今後は小学校に留まるのではなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、よりきめ細かな教育活動をすすめるためにはさらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が不可欠です。萩生田元文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性について言及しています。</p> <p>学校現場では、学級編制基準に基づいた定数内配置や、育児休暇・病気休暇取得者の代替措置が未充足であるなど、慢性的な教員不足により教材研究や授業準備に支障をきたしています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より細やかな指導が必要とされていますが、その対応のための人員は十分に配置されておりません。新型コロナウイルス感染症対策に新たな業務も教職員の多忙化に輪をかけています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>一方、義務教育費国庫負担制度については、2006年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国が果たすべき役割です。</p> <p>よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。</li> <li>2. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。</li> <li>3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>